

令和元年第2回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第19号

令和元年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年5月29日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和元年6月13日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

平成30年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
03	01	925 民生費 社会福祉費 (仮称)都営住宅合築 福祉施設整備事業	358,000,000	128,462,000	76,667,000	205,129,000	205,128,536	464	464	464	0	0	0
10	02	579 教育費 小学校費 小学校施設整備事業 (西落合小学校改修工 事)	1,087,300,000	360,000,000	242,000,000	602,000,000	484,100,000	117,900,000	117,900,000	117,900,000	0	0	0
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (聖ヶ丘中学校改修工 事)	936,500,000	356,793,000	0	356,793,000	0	356,793,000	356,793,000	20,116,000	97,277,000	239,400,000	0
10	05	931 教育費 社会教育費 多摩市立図書館本館再 整備事業(図書館本館 再整備基本・実施設計 業務委託料)	162,900,000	48,800,000	0	48,800,000	45,300,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	0	0
10	06	900 教育費 保健体育費 総合体育館及び屋外体 育施設管理運営費(諏 訪北公園庭球場壁打ち 改修工事監理業務委託 料)	540,000	100,000	0	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0
10	06	900 教育費 保健体育費 総合体育館及び屋外体 育施設管理運営費(諏 訪北公園庭球場壁打ち 改修工事)	9,701,000	3,800,000	0	3,800,000	0	3,800,000	3,800,000	3,800,000	0	0	0
合計			2,554,941,000	897,955,000	318,667,000	1,216,622,000	734,528,536	482,093,464	482,093,464	145,416,464	97,277,000	239,400,000	0

令和元年6月13日提出

多摩市長 阿部裕行



平成30年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源内訳			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
09	01	510 消防費 消防施設器具管理経費 (第2分団器具置場改築工事)	65,010,000	62,410,000	0	0	61,600,000	0	810,000
10	02	579 教育費 小学校費 小学校施設整備事業 (トイレ改修工事)	53,323,000	53,323,000	0	15,387,000	37,900,000	0	36,000
10	02	579 教育費 小学校費 小学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	24,200,000	24,200,000	0	2,867,000	21,300,000	0	33,000
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (トイレ改修工事)	100,316,000	100,316,000	0	27,158,000	67,200,000	0	5,958,000
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	241,950,000	241,950,000	0	36,812,000	129,100,000	0	76,038,000
10	05	931 教育費 社会教育費 多摩市立図書館本館再整備事業 (図書館本館再整備敷地測量業 務委託料)	900,000	900,000	0	0	0	0	900,000
合計			485,699,000	483,099,000	0	82,224,000	317,100,000	0	83,775,000

令和元年6月13日提出

多摩市長 阿部裕行



平成30年度多摩市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
08	03	493 公園管理経費 (大谷戸公園複合 遊具改修工事)	円 6,264,000	円 0	円 6,264,000	円 0	円 6,264,000	円 0	円 0	円 6,264,000	天候不良や 資材調達に 時間を要し、 工事遅延が 生じたため
08	03	494 公園整備事業(多 摩東公園改修工 事)	147,077,640	58,700,000	88,377,640	0	88,377,640	0	0	88,377,640	追加工事や 天候不良に より、工事遅 延が生じたた め
合 計			153,341,640	58,700,000	94,641,640	0	94,641,640	0	0	94,641,640	

令和元年6月13日提出

多摩市長 阿部 裕行





#### 第 4 7 号議案

武道館・陸上競技場等改修工事の請負契約の締結についての議決  
事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

平成 3 1 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た武道館・陸上競技場等改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 武道館・陸上競技場等改修工事   |
| 2 契約の相手方  | 東京都多摩市落川 1 2 5 1 番地<br>朝倉・イワヲ建設共同企業体<br>株式会社朝倉組 代表取締役 朝倉泰成                   |
| 3 契約金額    | 変更前 <u>金 5 5 5 , 1 2 0 , 0 0 0 円</u><br>変更後 <u>金 5 5 9 , 8 0 6 , 0 0 0 円</u> |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）  |

#### 変更の理由

平成 3 1 年 3 月 1 日以降に締結した工事に係る契約のうち、平成 3 0 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、平成 3 1 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。



## 第48号議案

陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

平成31年第1回多摩市議会定例会において議決を経た陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事  |
| 2 契約の相手方  | 東京都多摩市落合六丁目15番地6号<br>多摩ニュー・日本体育建設共同企業体<br>株式会社多摩ニュータウンサービス<br>代表取締役 千田拓雄 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金357,480,000円</u><br><u>変更後 金362,535,600円</u>                     |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）  |

### 変更の理由

平成31年3月1日以降に締結した工事に係る契約のうち、平成30年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。



## 第49号議案

聖ヶ丘中学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

平成31年第1回多摩市議会定例会において議決を経た聖ヶ丘中学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 件 名 | 聖ヶ丘中学校改修工事  |
| 2 契約の相手方  | 東京都多摩市落川1251番地<br>朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組<br>代表取締役 朝倉泰成 |
| 3 契約金額    | <u>変更前 金613,800,000円</u><br><u>変更後 金618,344,100円</u>  |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）                               |

### 変更の理由

平成31年3月1日以降に締結した工事に係る契約のうち、平成30年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。



## 第50号議案

同報系防災行政無線更新工事の請負契約の締結について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年多摩市条例第9号)第2条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 同報系防災行政無線更新工事                           |
| 2 | 契約の相手方  | 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号<br>協和エクシオ・三峰無線建設共同企業体 |
| 3 | 契約金額    | 金557,150,000円(税込)                       |
| 4 | 契約の方法   | 一般競争入札(地方自治法第234条第1項適用)                 |

### (参考)

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 工事の内容 | 同報系防災行政無線アナログ屋外子局のデジタル化更新工事  |
| 2 | 工事の概要 | (1) 既設アナログ屋外子局108局の無線装置、空中線、鋼管柱等の撤去<br>(2) デジタル屋外子局(型式:ECF-8502T/株日立国際電気)107局の新設(アンサーバック機能及び連絡通話器付)<br>(3) 既設デジタル屋外子局6局のアンサーバック機能及び連絡通話器付への換装<br>(4) 上記に係る親局・操作卓(型式:ECF-8023/株日立国際電気)の調整 |
| 3 | 工事場所  | 多摩市内   |
| 4 | 工 期   | 契約発効の翌日から令和3年3月12日まで   |
| 5 | 財 源   | 一般財源<br>(緊急防災・減災事業債を活用)  |





## 第 5 1 号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市教育委員会委員岩佐玲子氏は、令和元年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
岩佐 玲子	東京都多摩市	



## 第52号議案

多摩市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）橋本由美子氏は、平成31年4月30日をもって任期が満了したので、本案を提出する。

### 記

氏名	住所	生年月日
橋本 由美子	東京都多摩市	



### 第 5 3 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

#### 記

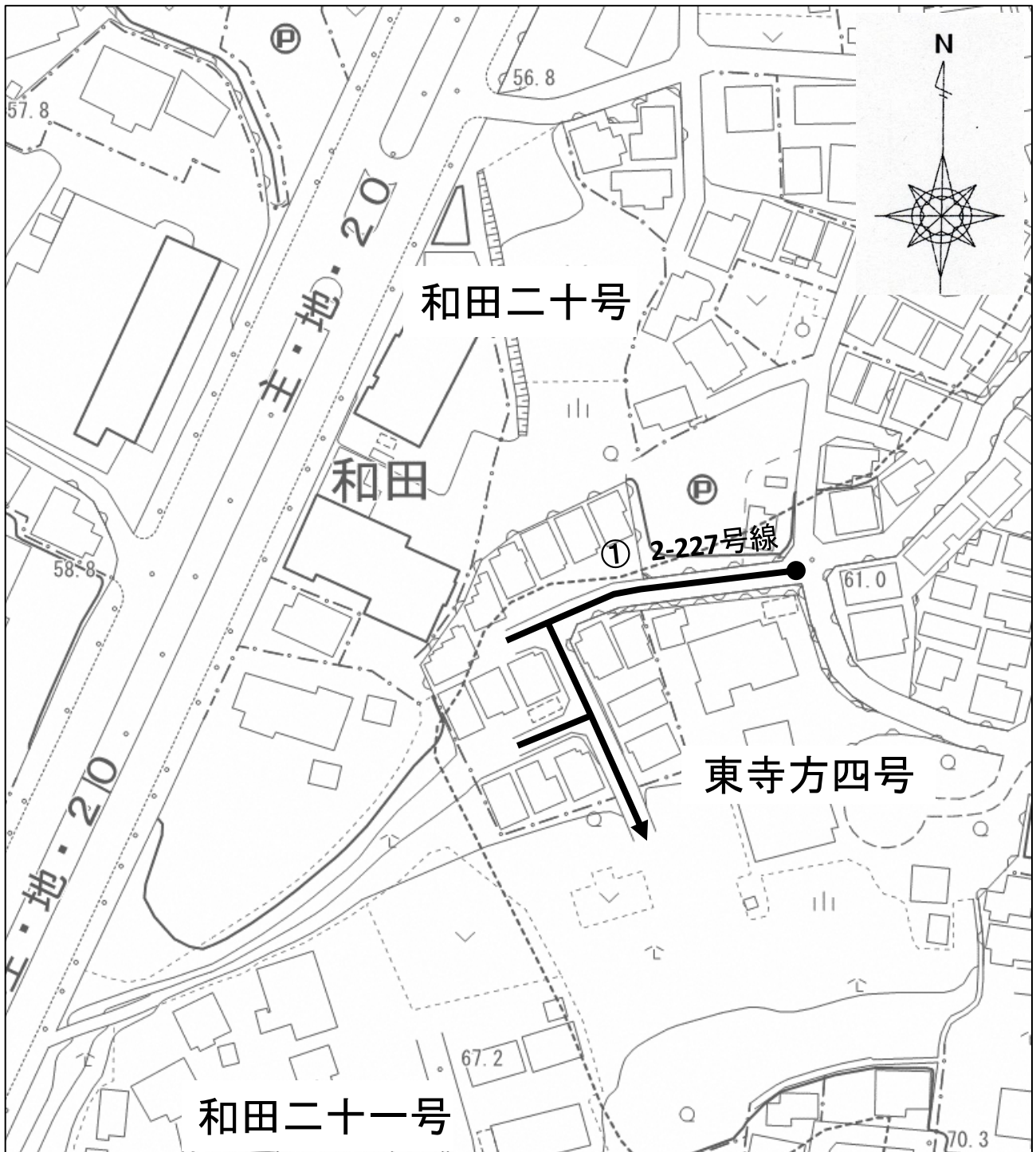
#### 廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
		起 点	終 点	
1	2 - 2 2 7 号線	起 点	東寺方 5 2 0 番 4 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	東寺方 5 2 1 番 3 地先	

# 令和元年度第2ブロック廃止路線図

## 案内図

① 2-227号線



凡例	
起点	●——
終点	——→

# 廃止路線土地所在図

## ① 2-227号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	
終点	





## 第54号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

### 記

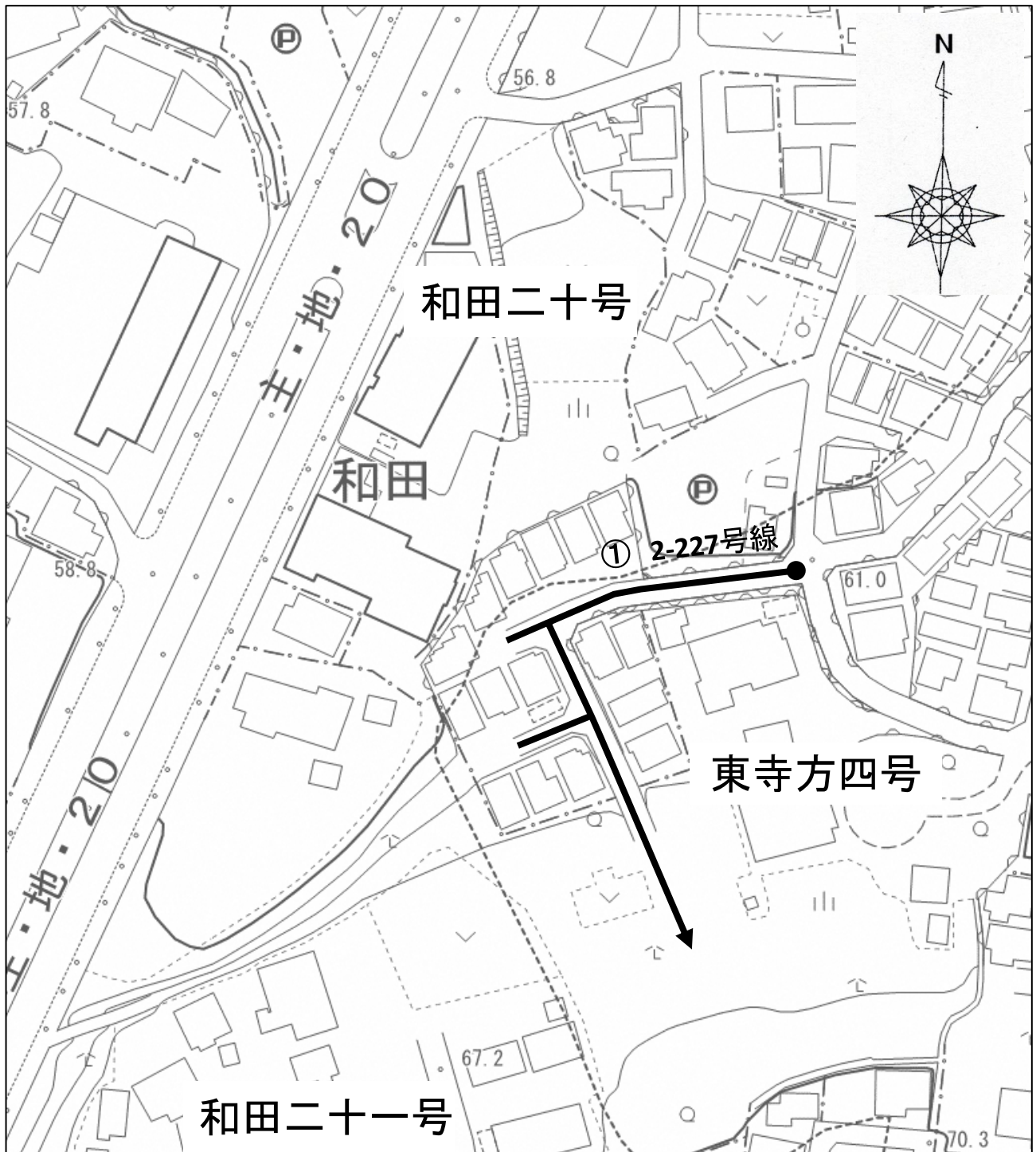
#### 認定路線

整理 番号	路線名	起点・終点		備考
		起点	終点	
1	2-227号線	起点	東寺方520番4地先	
		終点	東寺方521番20地先	
2	3-264号線	起点	連光寺五丁目12番69地先	
		終点	連光寺五丁目12番62地先	

# 令和元年度第2ブロック認定路線図

## 案内図

① 2-227号線



### 凡例

起点

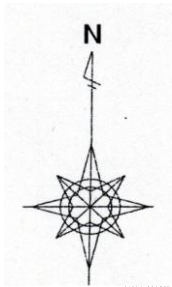


終点





認定路線土地所在図

① 2-227号線



縮尺 1/1000

凡例	
起点	
終点	

② 3-264号線

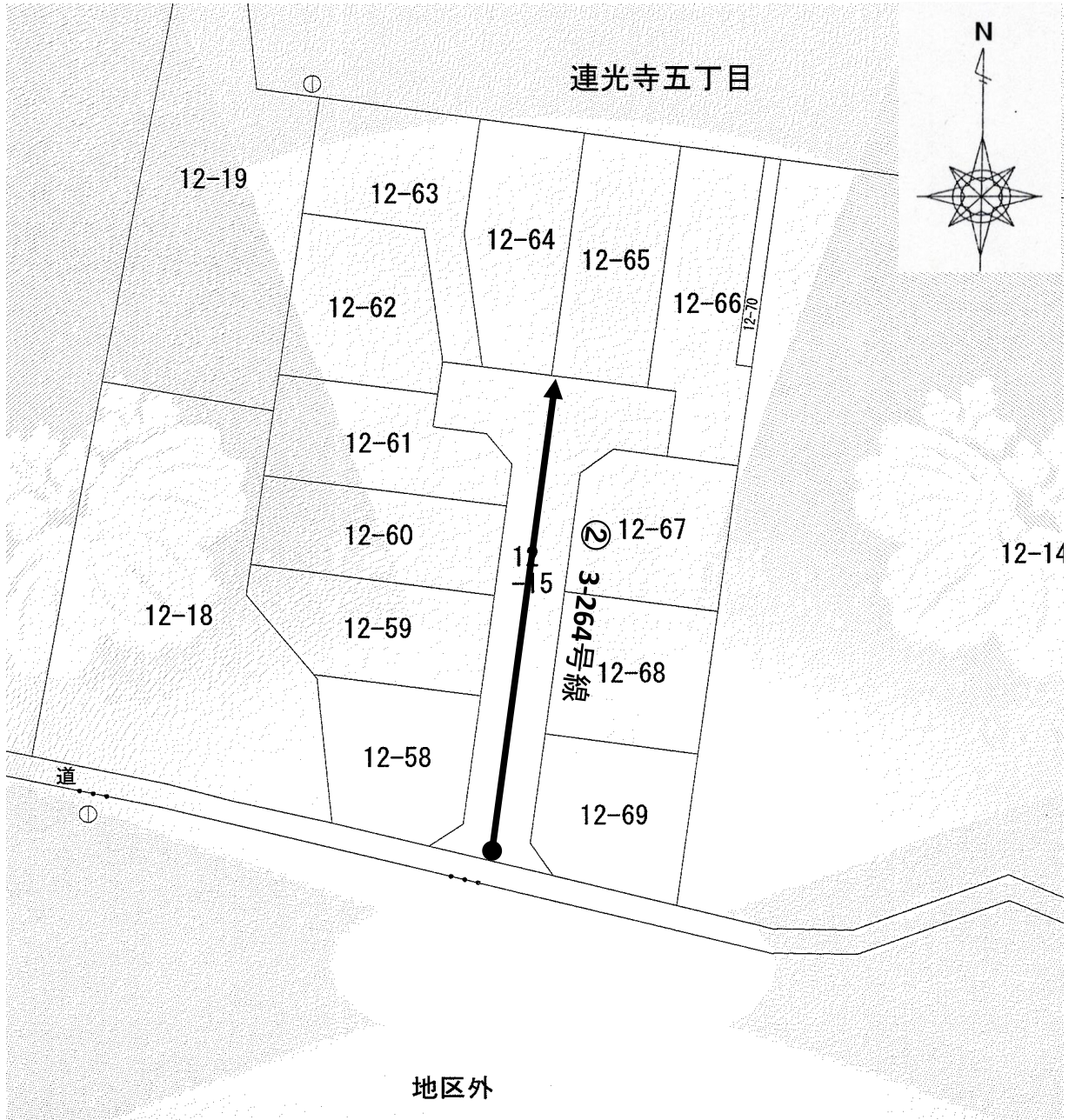


凡 例	
起 点	● ———
終 点	—————>



# 認定路線土地所在図

② 3-264号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	
終点	



第 5 5 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条  
例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第 2 の 3 の項中  
(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの  
(2) 生活保護法に準じた外国人の保護に関する 情報を  
情報であって規則で定めるもの  
」

「  
生活保護法に準じた外国人の保護に関する情報  
であって規則で定めるもの  
に改める。  
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 第56号議案

多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市消防団条例の一部を改正する条例

多摩市消防団条例（昭和39年多摩市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（団員の種類及び定員）

第4条 消防団員（以下「団員」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団員以外の団員（以下「基本団員」という。）
- (2) 特定の消防団活動に従事する団員（以下「機能別団員」という。）

2 団員の定員は、237人とする。

第6条第2号ただし書中「ただし」の次に「、基本団員については」を加え、「とする。」を削る。

第13条中「団員」を「基本団員」に改める。

第14条に次の1項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、機能別団員の職務及び服務規律については、市長が別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1消防団の部中

「

団員	年額	80,200円
----	----	---------

を

」

「

団員（基本団員）	年額	80,200円
団員（機能別団員）	年額	15,000円

に改める。

」

## 第 57 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市市税条例の一部を改正する条例

(多摩市市税条例の一部改正)

第 1 条 多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の3に次の3項を加える。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第80条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の3を附則第15条の3の2とし、附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の4の見出し中「環境性能割の」の次に「非課税及び」を加え、同条中「対しては」の次に「、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

当分の間、第80条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第80条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 900円	1, 000円
第2号ア（ウ） a	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
第2号ア（ウ） b	3, 800円	1, 000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（

法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中多摩市市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項

を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中多摩市市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき多摩市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条本文の規定による改正後の多摩市市税条例（以下「元年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後



の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



第 5 8 号議案

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

多摩市総合福祉センター条例（平成 8 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 7 条関係）

1 施設に係る利用料金の上限額

区分		午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時から午後 9 時 30 分まで）
多目的フロア	3 階	1, 570 円	2, 100 円	1, 840 円
501 研修室	5 階	330 円	430 円	380 円
502 会議室	5 階	280 円	380 円	330 円
視聴覚室	5 階	720 円	960 円	840 円
調理実習室	5 階	610 円	820 円	720 円
創作室 1	6 階	300 円	400 円	350 円
創作室 2	6 階	300 円	400 円	350 円
集会室	6 階	1, 170 円	1, 570 円	1, 370 円
701 研修室	7 階	490 円	650 円	570 円
702 研修室	7 階	490 円	650 円	570 円
703 研修室	7 階	490 円	650 円	570 円

2 附帯設備に係る利用料金の上限額

	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時から午後 9 時 30 分まで）

区分	時から正午まで)	時から午後5時まで)	時から午後9時30分まで)
グランドピアノ	180円	240円	210円

備考

- 1 午前及び午後の区分を利用するとき、午後及び夜間の区分を利用するとき、又は午前、午後及び夜間の区分を利用するときは、その間引き続き利用できるものとする。
- 2 利用料金は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が利用する場合の料金とし、それ以外の団体が利用する場合は規定利用料金の倍額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

## 第59号議案

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例

多摩市立地区市民ホール条例（昭和54年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

### 1 多摩市立豊ヶ丘地区市民ホール

区 分	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
第1会議室	510円	580円	660円
第2会議室	140円	160円	190円

### 2 多摩市立諏訪地区市民ホール

区 分	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
第1会議室（1階）	720円	820円	920円
第2会議室（1階）	210円	240円	270円
第1会議室（2階）	490円	560円	630円
第2会議室（2階）	130円	150円	170円

### 3 多摩市立東寺方地区市民ホール

区 分	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
第1会議室	500円	570円	640円
第2会議室	150円	180円	200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市立地区市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

第60号議案

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例（平成3年多摩市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第10条関係）

1 コミュニティセンター

コミュニティセンター等の区分	コミュニティルームの区分	1時間当たりの単価
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	第1会議室	317円
	第2会議室	188円
	第3会議室	133円
	第4会議室	234円
	第5会議室	122円
	第6会議室	62円
	集会室	293円
桜ヶ丘コミュニティセンター	ホール1	290円
	会議室1	190円
	会議室2	95円
	和室	122円

	調理室	95円
	ギャラリー	209円
乞田・貝取コミュニティセンター	ホール1	314円
	会議室1	141円
	談話室	57円
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	ホール	310円
	会議室	122円
	調理室	117円
	工作室	112円
	音楽室1	190円
	音楽室2	133円
貝取コミュニティセンター	ホール1	273円
	ホール2	193円
	工作室	117円
	会議室	130円
	調理室	127円
	音楽室	171円
	和室1	90円
	和室2	90円
聖ヶ丘コミュニティセンター	ホール	353円
	プレイルームA	130円
	プレイルームB	133円
	会議室1	71円
	会議室2	112円
	会議室3	112円
	調理室	106円
	和室	147円
愛宕コミュニティセンター	会議室1	62円
	会議室2	62円
	会議室3	66円
	和室1	90円
	和室2	90円
	ホール	382円



	音楽室	1 2 2 円
	調理室	9 0 円
唐木田コミュニティセンター	会議室 1	8 1 円
	会議室 2	8 4 円
	会議室 3	1 1 4 円
	和室	8 1 円
	音楽室	6 8 円
	調理室	7 9 円
	ギャラリー	1 3 6 円
	ホール	3 1 0 円
和田・東寺方コミュニティセンター	ホール	3 0 6 円
	会議室 1	9 7 円
	会議室 2	7 3 円
	和室 1	4 0 円
	和室 2	4 0 円
	調理室	9 7 円
	音楽室	1 2 2 円

## 2 コミュニティ会館

コミュニティセンター等の区分	コミュニティルームの区分	1 時間当たりの単価
三方の森コミュニティ会館	会議室 1	1 0 3 円
	会議室 2	4 2 円

別表第 3 グランドピアノの項中「6 0 円」を「5 0 円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。



## 第 6 1 号議案

多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例

多摩市消費生活センター条例（平成 8 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

施設名	単位使用時間別使用料			
	午前	午後	夜間	全日
科学室	880円	1,180円	1,180円	3,240円
調理室	1,040円	1,390円	1,390円	3,820円
講座室	1,330円	1,760円	1,760円	4,850円

### 備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前 9 時から正午まで、午後は午後 1 時から午後 5 時まで、夜間は午後 6 時から午後 1 0 時まで、全日は午前 9 時から午後 1 0 時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の 2 単位を使用するときは、その間引き続き使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める使用者が使用する場合は料金とし、それ以外の使用者が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が 3 0 分以上 1 時間未満のと

きは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。

- 4 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市消費生活センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

## 第 6 2 号議案

多摩市立 T A M A 女性センター条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市立 T A M A 女性センター条例の一部を改正する条例

多摩市立 T A M A 女性センター条例（平成 1 1 年多摩市条例第 2 号）の一部  
を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

施設名	単位別使用料			
	午前	午後	夜間	全日
ワークショップリーム	610円	820円	820円	2,250円

### 備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前 9 時から正午まで、午後は午後 1 時から午後 5 時まで、夜間は午後 6 時から午後 1 0 時まで、全日は午前 9 時から午後 1 0 時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の 2 単位を使用するときは、その間引き続き使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が使用する場合は料金とし、それ以外の団体が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が 3 0 分以上 1 時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の 2 割相当額、1 時間以上 2 時間未満のときは 5 割相当額、2 時間以上 3 時間未満のときは 8 割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、そ

の端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

## 第 6 3 号議案

多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例

多摩市営駐輪場条例（平成 8 年多摩市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「又は 3 箇月」を「、 3 箇月又は 6 箇月」に改める。

別表第 4 の 1 定期利用の部中「1, 8 0 0 円」を「1, 9 2 0 円」に、「8 0 0 円」を「8 5 0 円」に、「3, 2 0 0 円」を「3, 4 1 0 円」に、「4, 2 0 0 円」を「4, 4 8 0 円」に、「5, 1 0 0 円」を「5, 4 6 0 円」に、「2, 1 0 0 円」を「2, 2 5 0 円」に、「9, 3 0 0 円」を「9, 9 3 0 円」に、「1 2, 3 0 0 円」を「1 3, 1 4 0 円」に改め、同部に次のように加える。

自転車（一般）	6 箇月	1 0, 9 2 0 円
自転車（学生）		4, 5 0 0 円
原動機付自転車		1 9, 8 6 0 円
自動二輪車		2 6, 2 8 0 円

別表第 4 の 2 一時利用の部中「1 5 0 円」を「1 6 0 円」に、「2 0 0 円」を「2 1 0 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける利用（施行日の午前 3 時までの一時利用（自動精算機により利用料金を納付する場合に限る。以下同じ。）を除く。）に係る利用料金について適用し、施行日前に許可を受けた利用及び施

行日の午前 3 時までの一時利用に係る利用料金については、なお従前の例による。



## 第 6 4 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 8 中「第 3 条第 6 項」を「第 3 条第 6 号」に改める。

第 2 条の 9 中「第 3 条第 7 項」を「第 3 条第 7 号」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書中「までの」を「までに掲げる」に改め、同条第 4 項中「第 2 項に」を「第 2 項の規定による許可事項の変更の許可について」に改める。

第 9 条第 3 項中「市立公園の使用」を「市立公園内での行為」に改め、「又は」の次に「使用の」を加える。

第 2 1 条中「もの」の次に「（以下「指定管理者」という。）」を加える。

第 2 1 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第 2 1 条の 2 市長は、別に定めるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 市立公園の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる行為の許可に関する業務
- (3) 第 4 条の規定による市立公園の使用の制限に関する業務
- (4) 次条第 1 項に規定する利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務

2 第 3 条及び第 4 条の規定は、前項の規定により指定管理者が同項第 2 号の行為の許可及び同項第 3 号の市立公園の使用の制限を行う場合について準用する。この場合において、第 3 条第 1 項ただし書、第 2 項、第 3 項及び第 5

項並びに第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第21条の3 第9条第1項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による同項第2号の許可を受けた者は、当該許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、市立公園内での行為の許可をする際に徴収し、指定管理者の収入とする。

4 第10条、第11条及び別表第4の規定は、指定管理者が利用料金を徴収する場合について準用する。この場合において、第10条及び第11条中「占用料、使用料」とあり、及び「占用料又は使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「占用又は使用」とあるのは「市立公園内での行為」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と読み替えるものとする。

第22条第1号中「第3条第1項ただし書」の次に「（第21条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第2項」を「第3条第2項（第21条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第23条中「使用料又は占用料」を「使用料、占用料又は利用料金」に改める。

別表第3多摩東公園の項中「陸上競技場」を「陸上競技場・駐車場」に改める。

別表第4中「第9条」の次に「、第21条の3」を加える。

別表第5みどりの家の部壺の土間の款市内の者の項中「720円」を「730円」に改め、同款市外の者の項中「1,440円」を「1,460円」に改め、同部式の土間の款市内の者の項中「280円」を「240円」に改め、同款市外の者の項中「560円」を「480円」に改め、同表農家風休憩施設の部奥の間等の款市内の者の項中「200円」を「170円」に改め、同款市外の者の項中「400円」を「340円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第21条の2第1項の規定により指定管理者が同

項第 2 号の許可を行う場合において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った施行日以後の多摩市立公園条例第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる行為に係る許可は、指定管理者が行った許可とみなす。

- 3 この条例による改正後の別表第 5 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。



第 6 5 号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を  
改正する条例

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例（平成 6 年多摩市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「多摩中央公園」を「公園」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（名称及び位置）

第 1 条の 2 公園内駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
多摩市立多摩中央公園内駐車場	多摩市落合二丁目 3 5 番地内
多摩市立多摩東公園内駐車場	多摩市諏訪四丁目 9 番地内

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 指定管理者は、その管理する公園内駐車場の公園施設の利用者の駐車需要に  
応ずるよう、公園内駐車場の適切な管理運営に努めるとともに、多摩市立  
多摩中央公園内駐車場の管理にあつては多摩センター駅周辺に設置された駐  
車場と一体的な利用が図られるよう努めなければならない。

第 3 条第 1 号中「長さが 5 メートル以下、幅 2 メートル以下、高さ 2 . 1 メ  
ートル以下及び総重量が 2 , 0 0 0 キログラム以下のもの」を「別表に掲げる  
公園内駐車場の区分に応じ同表の普通自動車の寸法等の欄に定めるもの」に改  
める。

第 4 条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条第 1 項に次のただし書を加  
える。

ただし、多摩市立多摩中央公園内駐車場において自動車を入庫し、又は出

庫することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条を次のように改める。

(休場日)

第 5 条 指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、公園内駐車場の休場日を設けることができる。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「第 7 条に規定する」を削る。

第 11 条第 2 号、第 12 条第 2 号及び第 13 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 7 条関係）

公園内駐車場の区分	普通自動車の寸法等	単位	金額
多摩市立多摩中央公園内駐車場	長さ 5 メートル以下、幅 2 メートル以下、高さ 2.1 メートル以下及び総重量 2,000 キログラム以下のもの	最初の 1 時間まで	240 円
		1 時間を超え、以後 30 分までごとに	120 円
多摩市立多摩東公園内駐車場	長さ 5 メートル以下、幅 2 メートル以下及び総重量 2,000 キログラム以下のもの	最初の 1 時間まで	無料
		1 時間を超え、以後 1 時間までごとに	100 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 6 6 号議案

多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市下水道条例の一部を改正する条例

多摩市下水道条例（昭和 5 9 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出しを「（平成 2 6 年の消費税等の税率引上げに伴う特例措置）」に改め、同項中「平成 2 4 年法律第 6 8 号」の次に「。以下「消費税法改正法」という。」を、「平成 2 4 年法律第 6 9 号」の次に「。以下「地方税法等改正法」という。」を加え、附則第 6 項を附則第 8 項とし、附則第 5 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

（令和元年の消費税等の税率引上げに伴う特例措置）

- 6 第 1 9 条第 2 項の使用料の算定に当たって、消費税法改正法第 3 条による改正後の消費税法第 2 9 条に規定する消費税の税率及び地方税法等改正法第 2 条による改正後の地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する地方消費税の税率については、令和元年 1 1 月 1 日後の汚水の排出に係る同年 1 2 月分の使用料から適用し、同日以前の汚水の排出に係る使用料又は同年 1 1 月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 7 前項の場合において、令和元年 1 1 月の定例日（以下「1 1 月定例日」という。）以前から 1 1 月定例日後に引き続く下水道使用者について、第 1 9 条第 2 項の規定により 1 1 月定例日後最初に算定する使用料は、対象期間の汚水排出量を日々均等に排出したものとみなして算定する。

### 附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。





第 6 7 号議案

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例

多摩市立総合体育館条例（昭和 5 8 年多摩市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「施設の」を「体育館の」に改め、同条第 2 号中「施設及び」を「施設、駐車場及び」に改める。

第 5 条第 3 項ただし書中「ただし、」の次に「駐車場利用料金及び」を加え、「定めた」を「定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

施設に係る利用料金の上限額

種別		貸切り利用					個人利用	
		午前	午後 1	午後 2	夜間	全日	大人 1 回	子ども (小・中学生) 1 回
		午前 9 時 ～午前 11 時 45 分	午後 0 時 30 分～午 後 3 時 15 分	午後 3 時 30 分～午 後 6 時 15 分	午後 6 時 30 分～午 後 9 時 15 分	午前 9 時 ～午後 9 時 15 分		
第 1 ホール	全面利用	7,330円	7,330円	7,330円	9,420円	31,410円	210円	100円
	3分の2 利用	4,890円	4,890円	4,890円	6,280円	20,950円		
	2分の1 利用	3,670円	3,670円	3,670円	4,710円	15,720円		
	3分の1 利用	2,450円	2,450円	2,450円	3,140円	10,490円		

第2ホール	全面利用	3,670円	3,670円	3,670円	4,710円	15,720円	210円	100円
	2分の1利用	1,840円	1,840円	1,840円	2,360円	7,880円		
第3ホール							210円	100円
第4ホール							210円	100円
第5ホール		1,770円	1,770円	1,770円	2,300円	7,610円	210円	100円
第6ホール		1,770円	1,770円	1,770円	2,300円	7,610円	210円	100円
第一会議室	会議で利用	730円	730円	730円	930円	3,120円		
	会議以外で利用	1,030円	1,030円	1,030円	1,350円	4,440円		
第二会議室	会議で利用	520円	520円	520円	620円	2,180円		
	会議以外で利用	730円	730円	730円	930円	3,120円		

駐車場に係る利用料金の上限額

単位	利用料金
最初の1時間まで	無料
1時間を超え、以後1時間までごとに	100円

附帯設備等に係る利用料金の上限額（団体のみ貸出し）

種別	利用料金
放送用具	1回 1,560円

備考

- 1 市外の者（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいう。以下同じ。）が施設の個人利用をする場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 2 市外の者が過半数を占める団体が施設又は附帯設備等の貸切り利用をする場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の施設の利用料金は、最高入場料に100を乗じて得た額に、規定利用料金を加えた額とする。
- 4 個人利用における「1回」とは、貸切り利用の場合における午前、午後1、午後2又は夜間の区分を1単位とする。
- 5 駐車場を利用する者は、市長が定める時間を超えて利用することがで

きない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市立総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の利用及び当該利用に係る利用料金について適用する。



## 第 6 8 号議案

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例（昭和 6 1 年多摩市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（管理運営）

第 2 条 武道館等は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興及び普及を図ることを目的として管理され、及び運営されなければならない。

（指定管理者による管理運営）

第 3 条 多摩市長（以下「市長」という。）は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、武道館等の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する管理運営に必要な事業等に関する業務
- (2) 武道館等の施設並びに附帯する放送設備、競技用備品及び運営設備備品（以下「施設等」という。）の利用の承認及び制限に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 第 6 条第 1 項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

（利用の承認）

第 4 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、利用の承認に当たり、管理上必要な条件を付けることがで

きる。

3 指定管理者は、第1項の承認に関し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は」を「指定管理者は」に、「武道館等の施設又はその附帯設備等」を「施設等」に、「使用を承認しない」を「利用を承認しないものとする」に改め、同条第1号中「武道館等の施設又は附帯設備等」を「施設等」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、指定管理者」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

(利用料金)

第6条 施設等を利用しようとする者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ納入しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て、定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を定めるものについては、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定める事由に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

第9条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「武道館等の施設及び附帯設備等」を「施設等」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2号中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第4号を次のように改め

る。

(4) 災害、事故その他のやむを得ない事由により利用ができなくなったとき。  
第11条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設等の利用を不相当と認めるとき。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定により利用者が施設等の利用を制限され、若しくは停止され、又は承認を取り消されたことにより生じた利用者の損害については、指定管理者はその責を負わない。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「武道館等の施設及び附帯設備等」を「施設等」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「武道館等の施設及び附帯設備等」を「施設等」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。  
第14条を次のように改める。

(市長による管理)

第14条 市長は、指定管理者の指定を取り消したときその他指定管理者による管理をすることができないと認めるときは、この条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自ら武道館等の管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合における利用料金の徴収にあつては、市長は、これを使用料として徴収することができる。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、市長はその自ら管理する業務の範囲及び期間並びに使用料の額をあらかじめ規則で定める方法により周知しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

(武道館)

施設に係る利用料金の上限額

種別	貸切り利用					個人利用	
	午前	午後1	午後2	夜間	全日	大人1回	子ども（小・中学生）1回
	午前9時～午前11	午後0時30分～午	午後3時30分～午	午後6時30分～午	午前9時～午後9		

		時45分	後3時15分	後6時15分	後9時15分	時15分		
武道場	全面利用	5,230円	5,230円	5,230円	6,800円	22,490円	210円	100円
	2分の1利用	2,620円	2,620円	2,620円	3,400円	11,260円		
会議室		520円	520円	520円	730円	2,290円		
師範室		240円	240円	240円	330円	1,050円		

放送設備に係る利用料金の上限額

種別	貸切り利用				
	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	午前9時～午前11時45分	午後0時30分～午後3時15分	午後3時30分～午後6時15分	午後6時30分～午後9時15分	午前9時～午後9時15分
放送設備	1,030円	1,030円	1,030円	1,030円	4,120円

(陸上競技場)

施設に係る利用料金の上限額

種別	貸切り利用			個人利用	
	午前	午後	全日	大人1回	子ども(小・中学生)1回
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時		
競技場	8,370円	12,560円	20,930円	210円	100円
会議室	520円	730円	1,250円		
記録室	520円	730円	1,250円		
審判控室	330円	460円	790円		

備品に係る利用料金の上限額

種別	午前	午後	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
競技用備品	1,030円	1,030円	2,060円
運営設備備品	1,030円	1,030円	2,060円

備考

- 1 市外の者(市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいう。以下同じ。)が個人利用をする場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。



- 2 市外の者が過半数を占める団体が貸切り利用をする場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 3 夏季期間（6月1日～9月30日）に陸上競技場（審判控室を除く。）を利用する場合には、指定管理者が認める時間の範囲内において、この表に規定する利用時間以外の時間について利用することができる。この場合の陸上競技場の貸切り利用の利用料金は、1時間当たり2,610円、会議室及び記録室については1時間当たり210円とする。
- 4 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、最高入場料に100を乗じて得た額に、規定利用料金を加えた額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 この条例による改正前の第4条の規定により市長が行った武道館等の施設又は附帯設備等の施行日以後の使用に係る承認は、この条例による改正後の第4条第1項の規定により指定管理者が行った施設等の利用に係る承認とみなす。



第69号議案

多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例

多摩市立温水プール条例（平成12年多摩市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設に係る利用料金の上限額

(1) 個人利用の場合

ア 当日利用

施設の種別	期間	利用単位	金額			備考
			大人	子ども	シニア	
プール	夏期	2時間	620円	310円	310円	超過時間の利用料金 1時間（超過時間に1 時間に満たない端数 がある場合は、これ を1時間とする。） につき大人310円、 子ども150円、 シニア150円
	夏期以外の期間	1回	620円	310円	310円	
トレーニング ルーム		1回	310円		150円	
ミニスポーツ ホール		1回	290円	140円	140円	

## 備考

- 1 「夏期」とは、次に掲げる期間をいう。
  - (1) 7月21日から8月31日までの日
  - (2) 6月、7月及び9月の日曜日及び休日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 夏期の期間においても、プールの利用状況により超過時間の利用料金を徴収しないことができる。
- 3 利用単位「1回」とは、入場から退場までとする。ただし、ミニスポーツホールを除く。
- 4 ミニスポーツホールにおける利用単位「1回」とは、(2)団体利用の場合の午前、午後又は夜間の区分を1単位とする。
- 5 この別表において、「子ども」とは小学生及び中学生をいい、「シニア」とは60歳以上の者をいい、「大人」とは子ども、シニア及び小学校入学前の者以外のものをいう。

### イ 年間利用

施設の種別	区分	利用単位	金額		
			大人	子ども	シニア
プール	市民	1年間	18,790円	9,390円	9,390円
	市民以外の者		37,570円	18,790円	18,790円
トレーニングルーム	市民	1年間	9,500円		4,750円
	市民以外の者		19,010円		9,500円

備考 「市民」とは、多摩市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。

### ウ 回数利用

種別	金額	利用施設の範囲	備考
大人用（620円単位50券片）	24,800円	プール	ア当日利用の大人に限り使用が可能。ただし、超過時間利用料金の支払には使用できない。
大人用（1枚）	6,200円	プール トレーニングルーム ミニスポーツホール	1枚につき、ア当日利用の大人に係る利用料金の総額が6,820円に至るまでの利用が可能
子ども・シニア用（1枚）	3,100円	プール トレーニングルーム	1枚につき、ア当日利用の子ども及びシニアに係る利

	(シニアに限る。)	用料金の総額が3,410円に至るまでの利用が可能
	ミニスポーツホール	

備考 大人用（620円単位50券片）に係るものは、事業を営む法人その他の団体及び個人事業者がその構成員の福利厚生を目的として購入する場合に限り、発行できるものとする。

(2) 団体利用の場合

施設の種別	利用単位		金額
プール	1コース 25メートル利用	2時間	3,130円
	可動床利用	2時間	18,790円
ミニスポーツホール	午前（午前10時～正午）		2,150円
	午後（午後1時～午後5時）		3,020円
	夜間（午後5時45分～閉館時間15分前）		4,030円
	全日（午前10時～閉館時間15分前）		9,200円

備考

- 「団体利用」とは、10人以上の者で構成される団体が施設を専用して利用することをいう。
- プールについては、7月及び8月を除く月曜日から金曜日（市長が認める場合は土曜日）まで（これらの日のうち休日に当たる日を除く。）の間において利用できるものとする。
- 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、最高額の入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額に、規定利用料金を加えた額とする。

2 駐車場に係る利用料金の上限額

(1) 当日利用

名称	利用単位	金額	備考
温水プール 駐車場	4時間	300円	超過時間の利用料金 1時間（超過時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき100円

備考 駐車場を利用する者は、市長が定める時間を超えて利用することができない。

(2) 回数利用

種別	金額	備考
1,500円券	1,500円	1枚につき、(1)当日利用に係る利用料金の総額が、1,800円に至るまでの利用が可能

3,000円券	3,000円	1枚につき、(1)当日利用に係る利用料金の総額が、3,900円に至るまでの利用が可能
6,000円券	6,000円	1枚につき、(1)当日利用に係る利用料金の総額が、8,400円に至るまでの利用が可能

### 3 附帯設備等に係る利用料金の上限額

名称	利用単位	金額
放送設備	1回	1,030円
視聴覚器材	1回	1,030円
水中サウンドシステム	1回	1,030円
スタートシステム	1回	1,030円
レンタルロッカー	1月間	520円

備考 利用単位の「1回」とは、1施設に係る利用料金の上限額(2)団体利用の場合の利用単位を1単位とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の多摩市立温水プール条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 施行日前に支払われた利用料金（施設の個人利用の場合における年間利用に係るもの及び回数利用の大人用（610円単位50券片）に係るもの並びにレンタルロッカーの利用に係るものに限る。）のうち、施行日以後の利用に係るものについては、改正後の別表の規定により指定管理者が定めた利用料金とみなす。
- 4 施行日前に支払われた利用料金（施設の個人利用の場合における回数利用の大人用（1枚）及び子ども・シニア用（1枚）に係るものに限る。）に係る施行日以後の利用については、改正後の別表の規定により指定管理者が当日利用の大人、子ども又はシニアに係る利用料金として定める額が改正前の別表の規定により指定管理者が同表ウ回数利用の大人用（1枚）又は子ども・シニア用（1枚）の項備考欄に定める金額として定めた額に至るまで利用することができる。

第70号議案

多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市体育施設の管理運営に関する条例（昭和62年多摩市条例第17号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 体育施設に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用料金	
			子ども	大人
野球場	一本杉公園野球場	2時間以内 1面につき	4,180円	8,370円
	関戸公園野球場 諏訪南公園野球場 諏訪北公園野球場 貝取南公園野球場	2時間以内 1面につき	1,040円	2,080円
庭球場	一本杉公園庭球場 永山南公園庭球場 諏訪北公園庭球場 貝取北公園庭球場 愛宕東公園庭球場 連光寺公園庭球場 多摩東公園庭球場 奈良原公園庭球場	2時間以内 1面につき	—	1,030円

	一ノ宮公園庭球場	2時間以内 1面につき	—	730円
球技場	諏訪南公園球技場 貝取南公園球技場 宝野公園球技場 和田公園球技場	2時間以内 1面につき	1,040円	2,080円
	一ノ宮公園球技場	2時間以内 1面につき	360円	730円
キャンプ 練習場	大谷戸公園キャン プ練習場	宿泊1人に つき	260円	520円
		日帰り1人 につき	100円	210円

## 2 附帯設備に係る利用料金の上限額

種別	利用する附帯設備	単位	利用料金	
			子ども	大人
野球場	夜間照明施設	1時間以内	8,370円	8,370円
	放送設備	1試合	510円	1,030円
	スコアボード	1試合	510円	1,030円
庭球場	夜間照明施設	1時間以内	—	520円

### 備考

- 子どもとは、中学生以下の者が過半数を占める団体を、大人とは、それ以外の団体をいう。
- 市外の者（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいう。以下同じ。）が過半数を占める団体が利用する場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 庭球場については、個人による利用ができる。その場合の利用料金は、規定利用料金と同額とする。
- 市外の者が個人による利用をする場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 一本杉公園野球場の利用者が、入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、規定利用料金に次の表に定める額を加えた額をその利用料金とする。

区分	金額
職業野球	20万円



社会人野球	10万円
学生野球	4万円

6 日照その他特別な事由により1時間を単位とする体育施設の利用を認める場合は、この表に定める2時間以内を単位とする利用料金の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその利用料金とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市体育施設の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。



## 第 7 1 号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

## 記

## 多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 7 2 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（特例措置）

- 2 市長は、令和元年度及び令和 2 年度において賃貸物件により保育所を設置する者に対して、予算の定める範囲内において、次の表に定めるところにより、補助金を交付することができる。

事業名	補助の種類	補助限度額
民間保育所補助事業	賃貸物件保育所整備費等補助金（改修費）	賃貸物件を活用した保育所整備事業として市長が認めるものの改修費について、保育対策総合支援事業費国庫補助金の交付に係る国の定める基準及び待機児童解消区市町村支援事業補助金の交付に係る東京都の定める基準により算出した当該費用に対して国、東京都及び市が負担する額を合計した額
	賃貸物件保育所整備費等補助金（開設前賃借料及び礼金）	賃貸物件を活用した保育所整備事業として市長が認めるものの開設前賃借料及び礼金について、賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金の交付に係る東京都の定める基準に

	より算出した当該費用に対して東京都及び市 が負担する額を合計した額
--	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第73号議案

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

### 多摩市条例第 号

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例（平成15年多摩市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表(1)宿泊利用料金の上限額の部中「600円」を「610円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「2,400円」を「2,440円」に改め、同表(2)附帯施設利用料金の上限額の部中「1,000円」を「1,040円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「200円」を「210円」に、「4,000円」を「4,160円」に、「400円」を「420円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日から施行日にかけて多摩市立八ヶ岳少年自然の家に宿泊する者の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。





## 第74号議案

旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例

旧多摩聖蹟記念館に関する条例（昭和62年多摩市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 350円」を「1, 370円」に、「2, 700円」を「2, 740円」に、「5, 400円」を「5, 480円」に改める。

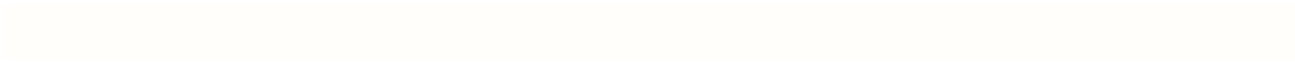
### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旧多摩聖蹟記念館に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。



第 7 5 号議案

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 1 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市古民家の管理運営に関する条例（平成 1 7 年多摩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 旧富澤家奥の間等の項を次のように改める。

旧富澤家奥の間等	(1) 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時30分から午後4時30分まで	午前9時30分から午後6時まで	1時間当たり	730円	1,460円
	(2) 4月29日から5月5日まで					
	(3) 毎週水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日					
	(4) 施設点検日					

別表第 3 旧加藤家奥・座敷等の項中「7 0 0 円」を「7 1 0 円」に、「1, 4 0 0 円」を「1, 4 2 0 円」に改める。

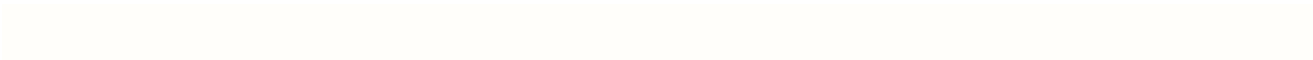
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市古民家の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。



第76号議案

多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月13日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市公民館条例の一部を改正する条例

多摩市公民館条例（平成8年多摩市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 施設

公民館の名称	施設名		単位別使用料			
			午前	午後	夜間	全日
多摩市立永山公民館	多目的ホール	平日	6,560円	8,750円	8,750円	24,060円
		土曜日	9,120円	12,160円	12,160円	33,440円
		日曜日 休日				
	集会室		1,360円	1,820円	1,820円	5,000円
	視聴覚室		1,190円	1,590円	1,590円	4,370円
	第1音楽室		1,080円	1,440円	1,440円	3,960円
	第2音楽室		270円	370円	370円	1,010円
	学習室		470円	630円	630円	1,730円
	創作室		720円	960円	960円	2,640円
	和室		420円	560円	560円	1,540円
	第1保育室		880円	1,180円	1,180円	3,240円
	第2保育室		880円	1,180円	1,180円	3,240円
	窯室		200円	270円	270円	740円
	ギャラリー		—	—	—	5,090円
多摩市立関戸公民館	多目的ホール	平日	7,160円	9,550円	9,550円	26,260円
		土曜日	9,950円	13,270円	13,270円	36,490円
		日曜日 休日				
第1学習室		970円	1,300円	1,300円	3,570円	

第2学習室	970円	1,300円	1,300円	3,570円
第3学習室	910円	1,210円	1,210円	3,330円
創作室	1,000円	1,340円	1,340円	3,680円
和室1	330円	440円	440円	1,210円
和室2	160円	220円	220円	600円
保育室	700円	940円	940円	2,580円
茶室	620円	830円	830円	2,280円
スタジオ	1,060円	1,420円	1,420円	3,900円
ギャラリー	—	—	—	5,090円

## 2 備品

備品名	単位別使用料（1台）			
	午前	午後	夜間	全日
アップライトピアノ	750円	1,000円	1,000円	2,750円
グランドピアノ	870円	1,160円	1,160円	3,190円

### 備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 各単位の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の2単位を使用するときは、その間引き続き使用できるものとする。
- 3 施設の使用料及び備品の使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める使用者が使用する場合の料金とし、それ以外の使用者が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 4 使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の施設の使用料は、使用する単位使用時間の規定使用料にその5割相当額を加算した額とする。ただし、入場料その他これに類する料金が5,000円以下の場合は、この限りでない。
- 5 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が30分以上1時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。
- 6 使用者が演出関連設備等を使用しないで多目的ホールを使用しようとする場合において、使用日の3週間前の日以後に使用の承認を受けようとするときの使用料は、規定使用料の半額とする。
- 7 前3項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、

その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。